

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡山市長 大森 雅夫

市町村名 (市町村コード)	岡山市中区 ( 331023 )	
地域名 (地域内農業集落名)	中区地域 (今在家、今谷、江崎、沖元、雄町、兼基、祇園、国富二丁目、倉田、倉富、倉益、桑野、 国府市場、沢田、下、賞田、土田、中井、中井三丁目、長利、原尾島、原尾島四丁目、平 井、福泊、藤崎、円山、海吉、山崎、湯迫、米田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第1回)	

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地域は、岡山市の中央部に位置し地域の面積は51.2km<sup>2</sup>、市街化区域が約半分を占めている。また、人口は14.6万人。人口密度も2,859人(令和5年度末)と岡山市の4区の中で最も高くなっている。</p> <p>農業用水は一級河川・旭川から取水し、網の目のように設置された用水路を通して、市街地の中を流れながら水田地帯に農業用水を供給している。</p> <p>北部では水稲、麦類、軟弱野菜を中心に、高島地区の酒造好適米雄町や正月のお飾りの生産、幡多地区の富有柿やタケノコの生産など特色のある農作物の生産も行われている。</p> <p>○人・農地プランの実質化ができていない地区：高島地区(令和2年9月作成)</p> <p>南部の江戸期の干拓地帯では、水稲、麦類、レタスや水菜などの軟弱野菜等の生産が行われている。近年では転作作物であるWCS用稲や飼料用米の生産も盛んになっている。</p> <p>○人・農地プランの実質化ができていない地区：桑野中・下地区(令和2年12月作成)</p> <p>&lt;地域的な課題&gt;</p> <p>○市街化の進展による農地の減少。</p> <p>○農家の高齢化や農産物価格の低迷による農業者人口の減少。</p> <p>○農作物の生産活動を下支えする水路・農道や樋門などの農業用施設を管理する担い手の減少。</p> <p>○農地と住宅地が混在する地域が多いことから、用水期に頻発するゲリラ豪雨に対応した繊細な用水管理を地域住民から求められている。</p>
---

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<p>○雄町米等の地場産農産物の栽培を推進し、ブランド力を強化していく。</p> <p>○地区ごとの特性を把握し栽培技術の共有化を行い、低コスト化の栽培を確立していく。</p> <p>○作物部会の活動を活性化し、レタスや軟弱野菜など水稲以外の作物を振興し、農業所得の向上を図る。</p> <p>○安全・安心な農産物の生産を進めていく。</p> <p>○農業従事者の高齢化が進み地域農業の継続が危ぶまれている。農地の出し手と受け手の結びつきを、より一層強固なものにしていく。</p> <p>○農地集積の方法として、利用権設定だけでなく、全作業受委託も必要に応じて活用する。</p>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	749.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	746.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地のうち今後も農業上の利用が行われる農地を区域とする。
--------------------------------------

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手農家への農地集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し手と借り手の間で農地の貸借意思の合致が見込まれる場合は、地域の合意に基づき農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
灌漑排水事業を推進する。また、小規模田を集約する場合、作業効率を上げ農業経営の合理化が図られるよう、農地所有者の意向を踏まえたうえで大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存の担い手等に農地を集積・集約するとともに、新規の意欲ある若手農家等にも中間管理機構を通じた農地の貸借を行い、持続可能な地域農業を推進する。また、経営所得安定対策等国の補助事業を活用しながら、主業農家を中心とする意欲ある農業者が安心して農業に取り組める環境整備に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の省力化・効率化を図るため、水稻については苗の提供、乾燥・調製作業、防除作業等の委託を、麦類については乾燥・調製作業等の委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①の鳥獣害被害防止対策については、有害鳥獣の駆除を推進するとともに、鳥獣対策実施隊員と連携して被害防止のための環境整備や防護柵の設置等適切な助言や指導を行う。②有機・減農薬・減肥料を取り入れた農業を行い、環境と調和の取れた農業生産を行う。③のスマート農業については、新たに農業機械を導入する際には、ICT機器の利用を十分検討し作業の効率化とコスト削減を推進する。④海外で需要が伸びている日本酒の醸造用に、酒造好適米の生産を振興する。⑧老朽化した乾燥調製施設のオーバーホール・リニューアルを検討する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域



出典：国土地理院ウェブサイト  
※国土地理院データを基に岡山市が作成